

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

| | | 作成年度 | 平成 30 年度 | 次回見直し予定 | 平成 35 年度 |
|---|---|---|----------|---------|----------|
| 条 例 名 | 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例 | | | | |
| 条 例 番 号 | 昭和37年神奈川県条例第51号 | 法規集 | 第5編第5章 | | |
| 所 管 室 課 | くらし安全防災局防災部災害対策課 | | | | |
| 条 例 の 概 要 | 災害対策基本法第84条第2項の規定に基づき、県知事の従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を定めている。 | | | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | | | 備 考 |
| | 必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ） | 災害対策基本法第84条第2項の規定に基づき、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。 | | | |
| | 有効性 （ 現 行 の 内 容 で 課 題 が 解 決 可 能 か。 ） | 従事者に係る損害補償に関し、損害補償の種類等、必要な事項を定めるものであり、防災行政の推進を図る上で有効な条例である。 | | | |
| | 効率性 （ 現 行 の 内 容 で 効 率 的 と い え る か。 ） | 損害補償の支給額及び支給方法は、国の各扶助金と同様であり、損害を被った従事者に対し、円滑に補償を行う上で効率的な内容である。 | | | |
| | 基本方針適合性 （ 県 政 の 基 本 的 な 方 針 に 適 合 し て い る か。 ） | 本条例は、「大規模な災害への対応力の強化」を掲げる「かながわグランドデザイン」に適合するものである。 | | | |
| 適法性 （ 憲 法 、 法 令 に 抵 触 し な い か。 ） | 本条例は、災害対策基本法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。 | | | | |
| 見 直 し 結 果 | 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 | 理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 | | | |